

木造住宅耐震診断・耐震改修等補助金

補助拡充
R3.4.1～

昭和56年以前に建てた木造住宅の
建替えまたは除却工事にも補助金を交付します
※契約前にご相談ください！

市では、地震による建物の倒壊を防ぎ、安全・安心なまちづくりを促進するため、一定要件を満たす木造住宅の耐震診断、耐震改修、簡易耐震改修、建替えまたは除却にかかる費用の一部に補助金を交付します。



建替え補助(補助限度額50万円)
除却補助(補助限度額30万円)



◎建替え工事または除却工事は次に掲げる要件を満たすものとします。

①対象建築物

- 市内にある木造住宅で、昭和56年5月31日以前に工事された一戸建ての住宅
または店舗部分が2分の1未満の併用住宅
- 昭和56年6月1日以降に増築または改築していない ■平屋または2階建て
- 耐震診断の補助対象者本人またはその2親等以内の親族が所有

②補助対象者

- ①の対象建築物に居住している者 ■市税を完納している者
(居住者と所有者が異なる場合、所有者も市税を完納)

③補助の対象となる建替え工事または除却工事

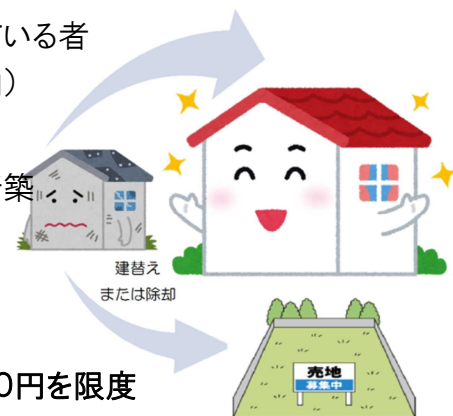
- ①の対象建築物を除却し②の補助対象者が住宅を新築
または除却する工事

④補助金額

- 建替え工事費用の23%で500,000円を限度
- 除却工事費用(10,000円/㎡を限度)の23%で300,000円を限度

⑤補助の対象期間

- 毎年度4月1日以降に申請受付(建替えのみ9月30日受付終了)
- 当該年度の1月31日までに建替え工事(完了検査を含む)または
除却工事を完了



手続きの
概要は
裏面へ

◎業者との契約及び工事を行う前に手続きが必要となります。

◎予算に限りがあるため、年度の途中で申請受付を終了することがあります。



耐震改修等の手続き



ほんじょう

1	耐震診断	補助限度額	5万円	昭和56年5月31日以前に着工した住宅	地震に耐えられるか調べましょう

地震に対して安全でないと考えられた建築物

- 耐震診断の方法について
 - 1)補助対象となる耐震診断は、建築士が一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める診断方法により診断したものです。
 - 2)市が行う無料耐震診断によることもできます。
- 耐震診断の結果について

「評点」と呼ばれる点数で表されます。

	評点:1.5以上	倒壊しない
	評点:1.0以上1.5未満	一応倒壊しない
	評点:0.7以上1.0未満	倒壊する可能性がある
	評点:0.7未満	倒壊する可能性が高い

●以下の ② ③ ④ のいずれかを選択

耐震改修等の措置	建築物耐震化	2	耐震改修	補助限度額 20万円	地震で建物が倒壊するのを防ぐための工事 ・基礎の補強 ・壁の補強など
	命のみを守る	3	簡耐震改修 易修	補助限度額 20万円 10万円	耐震シェルター 部屋に強固な箱型の空間をつくったもの 防災ベッド 金属製などのフレームでベッドの上部を覆ったもの
	建築物耐震化	4	建替え または 除却	補助限度額 50万円 30万円	【建替え】既存住宅を除却し新築する工事 住宅の用途に建替え(木造→鉄骨造可) (申請年度の1月31日までに完了検査済証を取得) 【除却】既存住宅を除却する工事

■問合せ先

本庄市役所都市整備部建築開発課
〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3-5-3
電話:0495-25-1140(直通)

本庄市ホームページにも掲載しています

<https://www.city.honjo.lg.jp/>

耐震補助 本庄市 検索



安全・安心なまちづくりにご協力ください！